

畳表の日本農林規格の見直しについて（案）

平成 17 年 10 月 27 日

農 林 水 産 省

1 見直しの趣旨

JAS 法第 9 条の 2 の規定及び平成 17 年 8 月に農林物資規格調査会で決定した「JAS 規格の制定・見直しの基準」に基づき、畳表の日本農林規格（昭和 48 年 1 月 12 日農林省告示第 15 号）について、取引の合理化を図る観点及び実需者に良質な製品を提供する観点から所要の見直しを行う。

2 見直しの結果

畳表の日本農林規格について、

- (1) 等級区分（特等、1～3 等、等外）のうち、格付実績のほとんどない 3 等及び等外を廃止する。
- (2) 現行は、等級に関わらず、かつ、つき出し（い草の根元側）とうら毛（い草の先端側）の区別なく耳毛の長さの基準を規定しているが、いぐさの良質な部分が織り面を占める上で大きく影響を与えることから、等級ごとにつき出しとうら毛のそれぞれの長さの基準を明確にする。
- (3) 重さは、畳表の品質（緻密さ、強度等と関連する）の指標として重要であることから、より厳密な基準とするため、1 枚当たりの重量から 1 m²当たりの重量へ変更して明確化する。また、良質な製品を提供する観点から基準値を引き上げる。
- (4) 原料いぐさの産地の違いは製品である畳表の品質の差異に大きな影響を与えることから、表示の基準に「原料いぐさの産地名」を新たに規定する。また、現行の基準では「産地名」として製織地名を表示していることから、これを「製織地名」に変更する。

等の改正を行う。

畳表について

1 規格の位置づけ

畳表のＪＡＳ規格については、国土交通省の定めた「公共住宅建設工事共通仕様書」の畳の基準の中にＪＡＳ規格に適合した畳表を使用することが規定されており、また、畳のＪＩＳ規格においても、畳表の基準としてＪＡＳ規格が引用されているところである。

このように、畳表のＪＡＳ規格は、畳表の使用の指標として、また、畳自体の業者間取引における目安として、使用の合理化及び取引の単純公正化に大きく貢献しており、「標準規格」として位置づけられる。

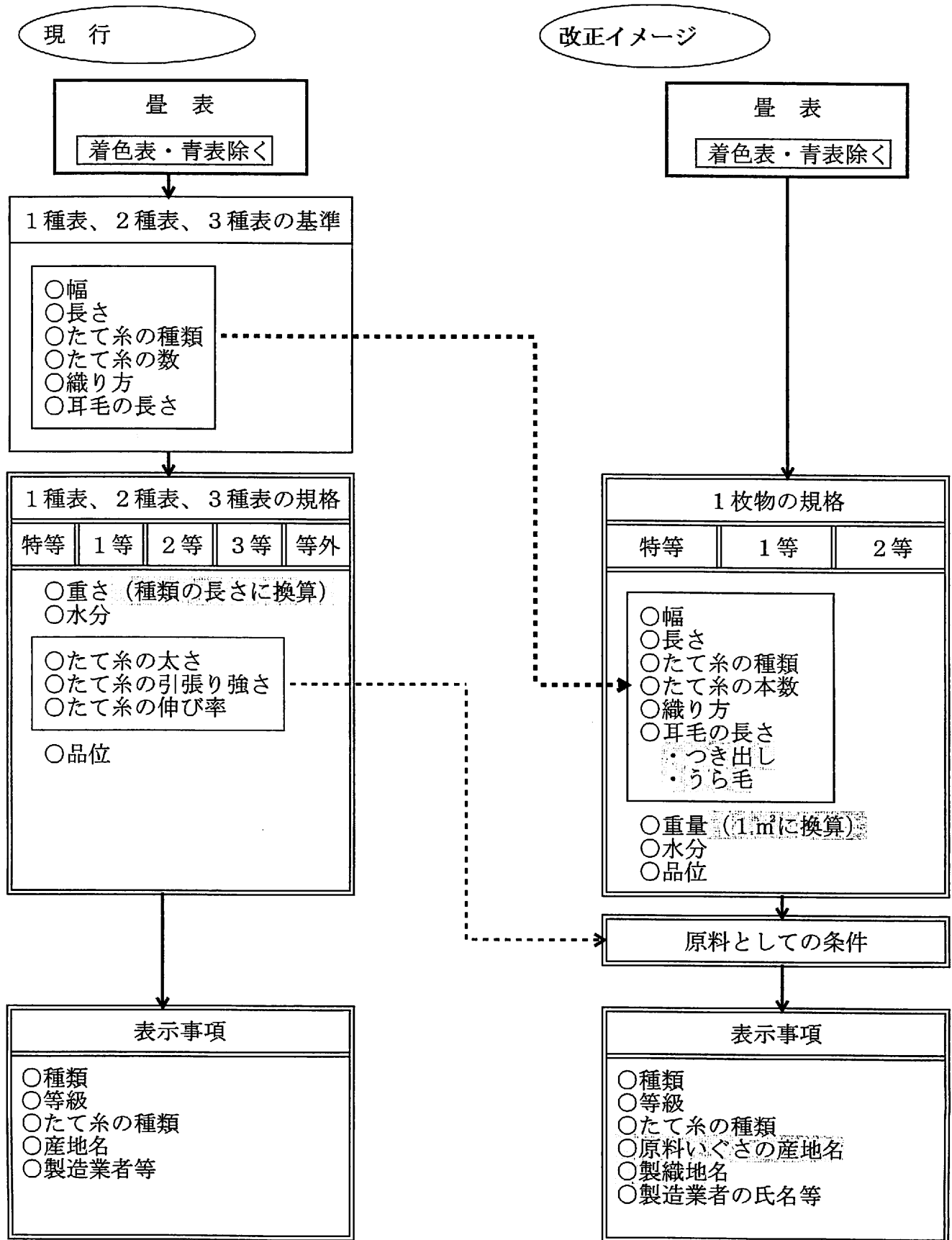
2 生産状況及び規格の利用実態

国内製造業者数	1, 3 4 9 業者 *																		
小売販売額の増減率	▲ 1 % 国内生産量及び総生産額の推移 <table><tr><td>年次</td><td>国内生産量</td><td>総生産額</td></tr><tr><td></td><td>千枚</td><td>億円</td></tr><tr><td>1 2</td><td>13, 872</td><td>135</td></tr><tr><td>1 3</td><td>10, 599</td><td>122</td></tr><tr><td>1 4</td><td>10, 500</td><td>135</td></tr><tr><td>1 5</td><td>10, 000</td><td>131</td></tr></table>	年次	国内生産量	総生産額		千枚	億円	1 2	13, 872	135	1 3	10, 599	122	1 4	10, 500	135	1 5	10, 000	131
年次	国内生産量	総生産額																	
	千枚	億円																	
1 2	13, 872	135																	
1 3	10, 599	122																	
1 4	10, 500	135																	
1 5	10, 000	131																	
格付率	7 % 平成 1 5 年格付実績 <table><tr><td>等級</td><td>数量(枚)</td><td>国内流通量(枚)</td></tr><tr><td>特等</td><td>4, 590</td><td rowspan="5"></td></tr><tr><td>1 等</td><td>201, 446</td></tr><tr><td>2 等</td><td>1, 980, 615</td></tr><tr><td>3 等</td><td>32, 636</td></tr><tr><td>等外</td><td>0</td></tr><tr><td>計</td><td>2, 219, 287</td><td>34, 124, 000</td></tr></table>	等級	数量(枚)	国内流通量(枚)	特等	4, 590		1 等	201, 446	2 等	1, 980, 615	3 等	32, 636	等外	0	計	2, 219, 287	34, 124, 000	
等級	数量(枚)	国内流通量(枚)																	
特等	4, 590																		
1 等	201, 446																		
2 等	1, 980, 615																		
3 等	32, 636																		
等外	0																		
計	2, 219, 287	34, 124, 000																	
他法令での引用	あり ①畳の J I S 規格 (A 5 9 0 2-2004) ②公共住宅建設工事共通仕様書 (国土交通省)																		

* いぐさ生産農家数

（いぐさ生産農家が、畳表（長表）の製造を行っている。）

現行と改正イメージ対照図



畳表の日本農林規格（昭和48年1月12日農林省告示第15号）一部改正新旧対照表

改	正	案	現	行
畳表の日本農林規格 (適用の範囲)		畳表の日本農林規格 (適用の範囲)		
第1条 この規格は、畳表（着色表及び青表を除く。）のうち、 <u>1枚物</u> に適用する。		第1条 この規格は、畳表（着色表及び青表を除く。）のうち、 <u>1種表、2種表及び3種表</u> に適用する。		
(定義)		(定義)		
第2条 [略]		第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。		
用語	定義	用語	定義	
原料いぐさ	刈取り後 <u>珪藻土</u> （いぐさを染土（いぐさの乾燥促進、変色防止に効果を發揮する珪藻土をいう。）を水に分散した液に浸漬する作業をいう。）して乾燥した <u>畳表の原料</u> となるいぐさをいう。	畳表	いぐさを緯として、糸を経として製織したもの（上敷及びござの類を除く。）をいう。	
[略]	[略]	着色表	着色剤による着色（色を定着させるための樹脂加工を含む。以下同じ。）をしたいぐさを製織した畳表及び畳表であつて着色剤による着色をしたものをいう。	
[略]	[略]	青表	七島いを緯として製織した畳表をいう。	
長物	連続的に製織した畳表であつて、 <u>1畳分等に相当するものとしての切り加工を施していないもの</u> をいう。	長物	連続的に製織した畳表であつて、 <u>1畳分に相当するものとしての切り加工を施していないもの</u> をいう。	
1枚物	長物を <u>1畳分等に相当するものとしての切り加工を施したもの</u> をいう。			
[略]	[略]	幅	側から側までの長さ（小目の部分を含め、耳毛の部分を除く。）をいう。	
[略]	[略]	長さ	端から端までの長さをいう。	
[略]	[略]	小目	両側の目せき織り（1本糸で幅狭く織ることをいう。）した部分をいう。	

耳毛	製織されたいぐさの根元又は先端が小目から出ている部分の総称をいう。
つき出し	耳毛のうちいぐさの根元部分をいう。
うら毛	耳毛のうちいぐさの先端部分をいう。
[略]	[略]
1㎡当たりの重量	1枚物の重量を1㎡の面積に換算したときの重量をいう。
[略]	[略]
[略]	[略]
綿糸	綿を原料とした糸のうち、綿以外の繊維の混紡率が50%未満のものをいう。
[削る。]	[削る。]

[削る。]

耳毛	製織されたいぐさの根元又は先端が小目から出ている部分をいう。
通織り	いぐさが織り幅を十分引き通るように製織することをいう。
耳糸	小目がほぐれないように耳毛の基部に施したたて糸（遊び糸）をいう。
麻糸	麻のみを原料とした糸をいう。
綿糸	綿を原料とした糸のうち、綿以外の繊維の混紡率（日本工業規格（以下「JIS」という。）L1095（1999）に規定する試験方法による。）が50%未満のものをいう。
合成繊維糸	合成繊維を原料とした糸をいう。

2 この規格において、1種表、2種表及び3種表とは、幅、長さ、たて糸（耳糸を除く。以下同じ。）の数、たて糸の種類、織り方及び耳毛の長さがそれぞれの表の規定に適合する量表（長物を除く。）をいう。

種類	幅 (単位 cm)	長さ (単位 cm)	たて糸の数 (単位 本)	たて糸の種類	織り方	耳毛の長さ (単位 cm)
1種表	95.0 (+) 0.5	205以上	134(うち 、合成繊維糸 の数は、44 以下であるこ と。)	麻糸、綿糸又は 合成繊維糸 (合成繊維糸 にあつては、 麻糸と併用す る場合に限る 。)	通織りと したもの	7.0 (±) 2.0
2種表	91.0 (+) 0.5	196以上	128(うち 、合成繊維糸 の数は、42 以下であるこ	同上	同上	同上

(規格)
第3条 畳表の規格は、次のとおりとする。

区分	基準		
	特等	1等	2等
幅	別表1のとおりであること。	同左	同左
長さ	別表1のとおりであること。	同左	同左
たて糸の種類	麻糸・綿糸であること。	同左	同左
たて糸の本数	別表1のとおりであること。	同左	同左
織り方	通織りとしたもの	同左	同左
耳毛の長さ(片側のみでも可とする。)	つき出し	7.0cm以上	3.0cm以上
	うら毛	10.0cm以上	6.0cm以上

(規格)

(注) (+) 又は (±) を冠した数は、それぞれの長さの増又は増減が許容される範囲を示す。

				と。)
3種表	89.0 (+) 1.0	191以上	126(うち 合成繊維糸 の数は、42 以下であるこ と。)	同上

第3条 1種表、2種表及び3種表の特等 (たて糸が麻糸のもの (麻糸及び合成繊維糸を併用したものを含む。)) に限る。)、1等、2等又は3等 (たて糸が綿糸のものに限る。) の品質についての基準は、それぞれ次のとおりとする。

種類	等級	重さ (単位 kg)	水分	たて糸の太さ、引き強 り強さ及び伸び率	品 位
1種表	特等	たて糸が 麻糸のもの 及び合成 繊維糸を 併用した ものを含 む。)	2.00 以上	二	麻糸及び綿糸にあつては別表に掲げるたて糸の基準に適合することとし、麻糸と併用する合成繊維糸にあつてはたて糸として使用する原糸又は合糸が麻糸と同等以上であること。
	1等	1.85 以上	1.75 以上	1.3% 以下	1 特等にあつては、次の基準に適合すること。 (1) 固有の色沢及び優良な色調を有するものであり、色段及び変色いの混入がなく、かつ、粒ぞろいの特によいこと。 (2) 地合いが特に密で、糸切れ片ざしその他の織り傷がないこと。 (3) 仕上げが優良であり、かつ汚れその他の欠点がなく、容易にほつ
	2等	1.70 以上	1.60 以上		
	3等	—	1.45 以上		
2種表	特等	1.85 以上	二		

1. 品当りの重量	麻糸	単芯	0. 9 4 k g 以上	0. 8 7 k g 以上	0. 8 0 k g 以上
		2本芯	0. 9 8 k g 以上	0. 9 1 k g 以上	0. 8 4 k g 以上
	綿糸	単芯	0. 9 0 k g 以上	0. 8 2 k g 以上	0. 7 4 k g 以上
		2本芯	0. 9 1 k g 以上	0. 8 3 k g 以上	0. 7 5 k g 以上
水分	麻糸と綿糸の2本芯		0. 9 5 k g 以上	0. 8 8 k g 以上	0. 8 1 k g 以上
	色あ	色	1 3 % 以下	同左	同左
	色あ	色	いぐさ固有の色沢を有すること。	同左	同左
	色あ	色	特に優良であること。	優良であること。	良好であること。
変色い	色	色	混入が全くないこと。	同左	混入がほとんどないこと。
	色	色	混入が全くないこと。	同左	混入がほとんどないこと。
	粒ぞろい	粒ぞろい	特によいこと。	よいこと。	二
	地合い	地合い	特に密であること。	密であること。	同左
糸切れ、片ざし、その他の織り傷	糸切れ、片ざし、その他の織り傷	糸切れ、片ざし、その他の織り傷	全くないこと。	同左	同左
	仕上げの状態	仕上げの状態	優良であり、かつ、汚れがないこと。	良好であり、かつ、汚れがないこと。	おおむね良好であり、かつ、汚れがほとんどないこと。

1等	1. 7 0 以上	1. 6 0 以上
2等	1. 5 5 以上	1. 4 5 以上
3等	二	1. 3 0 以上
特等	1. 8 0 以上	二
1等	1. 6 5 以上	1. 5 5 以上
2等	1. 5 0 以上	1. 4 0 以上
3等	二	1. 2 5 以上

- れないうように端止めしてあること。
- 2 1等にあつては、次の基準に適合すること。
- (1) 固有の色沢及び良好な色調を有するものであり、色段及び変色いの混入がなく、かつ、粒ぞろいがよいこと。
- (2) 地合いが密で、糸切れ、片ざしその他の織り傷がないこと。
- (3) 仕上げが良好であり、かつ、汚れその他の欠点にほつれなく、容易に端止めしてあること。
- 3 2等にあつては、次の基準に適合すること。
- (1) 固有の色沢を有するものであり、かつ、色段及び変色いの混入がほとんどないこと。
- (2) 地合いが密で、糸切れ、片ざしその他の織り傷がないこと。
- (3) 仕上げがおおむね良好であり、かつ、汚れその他の欠点がほとんどなく、容易に端止めしてあること。
- 4 3等にあつては、次の基準に適合すること。
- (1) おおむね固有の色沢を有するものであり、

	とに端止めから 6 cm 以内の箇所にしていること。
表示禁止事項	次に掲げる事項は、これを表示していいこと。 (1) 一括表示事項の項の規定により表示してある事項の内容と矛盾する用語 (2) その他品質を誤認させるような文字、絵その他の表示

2 製織に使用するたて糸は、別表 3 に規定する方法により試験した場合別表 2 に規定する基準を満たすものであること。
[削る。]

- 2 1 種表、2 種表及び 3 種表で、前項に規定する基準に該当しないものの等級は等外とする。
- 3 1 種表、2 種表及び 3 種表の品質に関する表示の基準は、次のとおりとする。

区分	基準
一括表示事項	次に掲げる事項を一括して表示してあること。 (1) 種類 (2) 等級 (3) たて糸の種類 (4) 産地名 (5) 製造業者又は販売業者の氏名又は名称その他製造業者又は販売業者を表す文字
表示の方法	1 一括表示事項の項の(1)から(4)までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) 種類 1 種表にあつては「1 種」と、2 種表にあつては「2 種」と、3 種表にあつては「3 種」と記載すること。 (2) 等級 特等にあつては「特等」と、1 等にあつては「1 等」と、2 等にあつては「2 等」と、3 等にあつては「3 等」と、等外にあつては「等外」と記載すること。 (3) たて糸の種類 たて糸が麻糸のもの（麻糸及び合成繊維糸を併用したものを含む。）にあつては、「麻」と、綿糸のものにあつては「綿」と記載すること。 (4) 産地名 畳表を製造した産地名について、国産品にあつては都道府県名を、輸入品にあつては原産国名を記載すること。 2 一括表示事項の項に規定する事項の表示は、各畳表ごとに端止めから 6 cm 以内の箇所にしていること。
表示禁止事項	次に掲げる事項は、これを表示していいこと。

- (1) 一括表示事項の項の規定により表示してある事項の内容と矛盾する用語

(2) その他品質を誤認させるような文字、絵その他の表示

(測定方法)

第4条 前条第1項の基準における重さ、水分、たて糸の太さ、引張り強さ、伸び率及び品位についての測定方法は、次のとおりとする。

事項	測定方法
<u>重さ</u>	計量器による測定値を1種表にあつては長さが205cm、2種表にあつては長さが196cm、3種表にあつては長さが191cmのものに換算した値を重さとする。
<u>水分</u>	電気抵抗式迅速水分計による測定値を水分とする。
<u>たて糸の太さ</u> 、 <u>引張り強さ</u> 及び <u>伸び率</u>	J I S L 1095 (1999) に規定する試験方法に準じて行うものとする。
<u>品位</u>	1年ごとに別に定める特等、1等、2等及び3等の標準品との比較によるものとする。

(測定方法)

第4条 前条第1項の基準における1㎡当たりの重量、水分及び品位についての測定方法は、次のとおりとする。

事項	測定方法
<u>1㎡当たりの重量</u>	<u>畳表の短辺</u> (左右の耳毛 (うら毛) の端から端までをいう。) と <u>長さを測定し面積を算出する</u> とともに、計量器により <u>畳表1枚の重量を測定する</u> 。算出した面積と測定した重量を基に、次式により算出した重量を基準面積当たりの重量とする。 $1 \text{ ㎡当たりの重量 (kg)} = \frac{\text{測定した重量 (kg)}}{\text{算出した面積 (㎡)}}$
[略]	[略]
[削る。]	[削る。]
[略]	[略]

別表 1

種類	1種	2種	3種
<u>幅</u>	$\frac{95.0 (+) 0.5}{\text{cm}}$	$\frac{91.0 (+) 0.5}{\text{cm}}$	$\frac{89.0 (+) 1.0}{\text{cm}}$
<u>長さ</u>	$\frac{103 \text{ cmの整数倍 (但し3倍までに限る。)} (+) 5 \text{ cm}}{}$	$\frac{98 \text{ cmの整数倍 (但し3倍までに限る。)} (+) 5 \text{ cm}}{}$	$\frac{96 \text{ cmの整数倍 (但し3倍までに限る。)} (+) 5 \text{ cm}}{}$
<u>たて糸の</u> 単芯	134本	128本	126本

本数	2本芯	268本	256本	252本
----	-----	------	------	------

別表 2

たて糸の種類	基準			
	太さ (正量番手)	合糸本数	引張り強さ (N)	伸び率 (%)
麻 糸	麻番手5番手 (ジュー ート番手9.6番手)の太さ以上	[略]	[略]	[略]
綿 糸	綿番手20番手の太さ以上	[略]	[略]	[略]

別表 3

たて糸の太さ	J I S L 1 0 9 5 (1999) (一般紡績糸試験方法) の9.4.1正量テ クス・番手に基づき求めた番手をたて糸の太さとする。
合糸本数	J I S L 1 0 9 5 (1999) (一般紡績糸試験方法) の9.15より数に基 づき解繚し、目視で確認できる単糸の数を合糸本数とする。
たて糸の引張り強さ	J I S L 1 0 9 5 (1999) (一般紡績糸試験方法) の9.5単糸引張強さ 及び伸び率の9.5.1標準時に規定する定速伸長形試験機により求めた切 断時の荷重をたて糸の引張り強さとする。
たて糸の伸び率	J I S L 1 0 9 5 (1999) (一般紡績糸試験方法) の9.5単糸引張強さ 及び伸び率の9.5.1標準時に規定する定速伸長形試験機により求めた伸 びのつかみ間隔に対する比 (麻糸にあっては切断時、綿糸にあっては24.5N 時) をたて糸の伸び率とする。
綿以外の繊維の混紡率	J I S L 1 0 3 0 - 2 (1998) (繊維製品の混用率試験方法第2部：繊維 混用率) の5.9.2正量混用率a) 2種類の繊維混用の場合に基づき求めた 綿以外の繊維の正量混用率を綿以外の繊維の混紡率とする。

別記様式 (第3条及び第4条関係)

別表

たて糸の種類	基準			
	太さ (原糸番手)	合糸本数	引張り強さ (N)	伸び率 (%)
麻 糸	麻番手5番手 (ジュー ート番手9.6番手) 以上	—	49.0以上	5.0以下 (切断時)
綿 糸	綿番手20番手以上	4以上	27.5以上	12.0以下 (24.5N時)

種類

等級

たて糸の種類

原料いぐさの産地名

製織地名

製造者

備考

- 1 表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色とすること。
- 2 表示に用いる文字は、日本工業規格 Z 8 3 0 5 (1 9 6 2) に規定する 8 ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字とすること。
- 3 表示を行う者が販売業者である場合には、この様式中の「製造者」を「販売者」とすること。
- 4 表示を行う者が輸入業者である場合には、この様式中の「製造者」を「輸入者」とすること。

4-12